

改正	平成18年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成24年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和3年4月1日
	令和3年6月1日	令和5年4月1日

(設置)

第1条 花園大学大学院学則（以下「学則」という。）第3章及び第4章施行のために花園大学大学院社会福祉学研究科履修規程を設ける。

(修了に必要な単位)

第2条 社会福祉学研究科修士課程を修了するためには、学則に定める授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を提出しその審査及び最終試験に合格しなければならない。

第2条の2 学則第13条に定める中学校教諭専修免許状「社会」については、社会福祉学領域の次の科目及び臨床心理学領域開講科目は同免許状取得に係る科目としては取り扱わない。

社会福祉学研究指導Ⅰ

倫理と社会福祉

2 学則第13条に定める高等学校教諭専修免許状「公民」については、社会福祉学領域の次の科目及び臨床心理学領域開講科目は同免許状取得に係る科目としては取り扱わないこととする。

社会福祉学研究指導Ⅰ

3 学則第13条の3に定める公認心理師に関する科目については、別表1に定める。

(単位登録)

第2条の3 単位登録は、指定された期間内に、所定の方法で、当該年次に履修するすべての授業科目について行わなければならない。

(成績評価)

第2条の4 授業科目の成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 修士論文の成績評価は、300点を満点とし、180点以上を合格とする。

(指導教員)

第2条の5 学生は、学年始めに、指導教員並びに研究題目を決定し、指定の期間内に所定の様式により学長に届けなければならない。

(学位論文)

第3条 学位論文は、次の要領で提出し、審査を受けなければならない。

(1) 修士論文を提出しようとする者は、所定の期間内に指導教員の承認を得て修士論文題目を提出し、指定された期限までに修士論文及び学位審査願を提出しなければならない。

(2) 修士論文を提出するためには、当該年度に修了が見込まれる者でなければならない。ただし、休学中の者は提出することができない。

(前期修了)

第3条の2 修士課程において2か年以上在学し、修了に必要な科目の単位を修得している者は、所定の期間内に指導教員の承認を得て修士論文題目を提出し、指定された期限までに修士論文及び学位審査願を提出することができる。審査に合格すれば、前期をもって修了とする。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、学長が、大学院委員会及び評議会の意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 本規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年6月1日から施行する。
- 1 本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

別表1

公認心理師に関する科目	
法定科目名	開講科目名
保健医療分野に関する理論と支援の展開	保健医療分野に関する理論と支援の展開
福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開
教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開
心理的アセスメントに関する理論と実践	心理的アセスメントに関する理論と実践
心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践
心理実践実習	心理実践実習Ⅰ 心理実践実習Ⅱ 心理実践実習Ⅲ 心理実践実習Ⅳ 心理実践実習Ⅴ 心理実践実習Ⅵ 心理実践実習Ⅶ 心理実践実習Ⅷ 心理実践実習Ⅷ 心理実践実習Ⅸ
心理実践実習（450時間以上）の内訳は下記のとおりとする。	

- ・心理実践実習Ⅰ：1年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅱ：1年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅲ：1年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅳ：2年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅴ：2年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅵ：2年次 45時間
- ・心理実践実習Ⅶ：1年次 90時間
- ・心理実践実習Ⅷ：2年次 90時間
- ・心理実践実習Ⅸ：2年次 102時間

2年次配当の心理実践実習Ⅴ、Ⅵ、Ⅷ、Ⅸは、心理実践実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを履修した者のみ履修できるものとする。